

2024年10月分(12月支給分)から 児童手当の制度が変わります！

1 制度改正の主なポイント

① 高校生年代まで支給期間が延長

改正前（現行）	改正後
15 歳年度末 (中学校卒業月) まで	18 歳年度末 (高校卒業月) まで

② 収入に関係なく支給されます

改正前（現行）	改正後
所得制限あり	所得制限なし

③ 3人目以降のお子さんの 支給額が増えます

改正前（現行）	改正後
高校生年代※のお子さん から年齢順に1人目、 2人目と数え、小学生 以下のお子さんが3人 目以降となる場合に多 子加算が適用 3人目以降、1人につき 月額 15,000円	大学生年代※のお子さん から年齢順に1人目、 2人目と数え、高校生 以下のお子さんが3人 目以降となる場合に多 子加算が適用 3人目以降、1人につき 月額 30,000円

※高校生年代・・・18歳になる年度の3月末まで
※大学生年代・・・22歳になる年度の3月末まで

④ 支給日が変わります

改正前（現行）	改正後
年3回支給 2. 6. 10 月 4か月分ずつ支給	年 6 回支給 2. 4. 6. 8. 10. 12 月 2か月分ずつ支給



2 制度改正後(2024年10月分から)の支給月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき月額 15,000円	1人につき月額 10,000円
第3子以降	1人につき月額 30,000円	大学生年代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円となります。

裏面のフローチャートで世帯の状況を確認し、必要な手続きをしてください。

児童手当制度改正 手続きフローチャート

現在、今治市から児童手当（特例給付）の支給を受けていますか

はい

高校生年代(H18.4.2～H21.4.1生)のお子さんがいますか

はい

高校生年代のお子さんは算定児童として登録されていますか

はい

児童の兄姉等(H14.4.2～H18.4.1生)がいて、その人を含めて3人以上のお子さんがいますか

はい

手続き不要

児童の兄姉等(H14.4.2～H18.4.1生)がいて、その人を含めて3人以上のお子さんがいますか

はい

①

いいえ

はい

③

いいえ

2人以上でお子さんを養育している場合、所得の高い方の職業は公務員ですか

はい

勤務先にお問い合わせください

いいえ

所得の高い方の住民登録地は今治市ですか

はい

所得の高い方の住民登録地で申請してください

いいえ

児童の兄姉等(H14.4.2～H18.4.1生)がいて、その人を含めて3人以上のお子さんがいますか

はい

④

いいえ

⑤

必要書類

- ① 額改定請求書 ② 額改定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書
③ 監護相当・生計費の負担についての確認書
④ 認定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書 ⑤ 認定請求書

※この他にも口座確認書類や保険証、申立書の提出が必要な場合があります。案内文やHPをご確認ください。

【問合せ】今治市役所 こども未来課
連絡先 0898-36-1529



児童手当HP